

質問書に対する回答

件名) 東関東自動車道 物井高架橋(上り線) 塗替塗装工事

No.	質問事項	回答
1	割掛対象内訳書 宮野木ランプ3号橋の吊足場工ですが、塗替塗装作業時の側面防護(板張り、プラスト・塗装用シート防護)は吊足場工費に含まれているでしょうか。また、含まれていない場合は協議対象となるでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
2	割掛対象内訳書 宮野木ランプ3号橋の吊足場工ですが、はく落防止対策作業時の側面足場およびシート養生は吊足場工費に含まれているでしょうか。また、含まれていない場合は協議対象となるでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	図面71, 72/79 宮野木ランプ3号橋の吊足場工につきまして、塗替塗装作業を行うにあたりはく落防止対策作業用の側面足場をばらしプラスト・塗装用の側面防護に組み替える必要があると考えているのですがその費用は単価項目に含まれているでしょうか。もしくは含まれていない場合は協議対象となるでしょうか。	足場工(参考図)図面71, 72/79に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	調査基準価格の設定について 調査基準価格の算出方法につきまして、本工事は令和3年3月30日に改正がなされました「工事における低入札価格調査について(要領)」の1-3(1)調査基準価格の算出方法に基づき直接工事費の額に10分の9.7、共通仮設費の額に10分の9.0、現場管理費の額に10分の9.0、一般管理費等の10分の5.5を乗じて得た額、もしくは上記合計額が工事価格対象額に10分の9.2を乗じて得た額を超えるばあいにあつては10分9.2を乗じた額で考えているでしょうか。	本工事は、令和3年3月30日改正の「工事における低入札価格調査について(要領)」を適用しています。